

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公開番号】特開2019-201833(P2019-201833A)

【公開日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-048

【出願番号】特願2018-98389(P2018-98389)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月22日(2019.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

一連の所定演出を実行可能な所定演出手段と、

前記所定演出の実行中に複数の示唆画像を表示して遊技者にとって有利となる有利度合を示唆する示唆演出を実行可能な示唆演出手段と、を備え、

前記示唆画像の種類に応じて、示唆される有利度合が異なり、

種類が異なる複数の前記示唆画像を互いに重畠し得る位置に表示可能であり、

第1示唆画像と、該第1示唆画像よりも示唆される有利度合が大きい第2示唆画像とが互いに重畠し得る位置に表示される場合、前記第1示唆画像よりも前記第2示唆画像を優先的に表示可能であり、

前記第2示唆画像が互いに重畠し得る場合、先に表示される前記第2示唆画像よりも後に表示される前記第2示唆画像を優先的に表示可能である、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

手段Aの遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機であって、

一連の所定演出を実行可能な所定演出手段と、

前記所定演出の実行中に複数の示唆画像を表示して遊技者にとって有利となる有利度合を示唆する示唆演出を実行可能な示唆演出手段と、を備え、

前記示唆画像の種類に応じて、示唆される有利度合が異なり、

種類が異なる複数の前記示唆画像を互いに重畠し得る位置に表示可能であり、

第1示唆画像と、該第1示唆画像よりも示唆される有利度合が大きい第2示唆画像とが互いに重畠し得る位置に表示される場合、前記第1示唆画像よりも前記第2示唆画像を優先的に表示可能であり、

前記第2示唆画像が互いに重畠し得る場合、先に表示される前記第2示唆画像よりも後に

に表示される前記第2示唆画像を優先的に表示可能である、
ことを特徴とする。

さらに、手段1の遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機であって（例えば、パチンコ遊技機1等）、一連の所定演出を実行可能な所定演出手段と（例えば、一連のバトル演出を実行可能な演出制御用CPU120等）、前記所定演出の実行中に複数の示唆画像を表示して遊技者にとって有利となる有利度合を示唆する示唆演出を実行可能な示唆演出手段と（例えば、バトル演出の実行中に複数の命中用テロップ画像を表示して大当たり信頼度を示唆するバトル中演出を実行可能な演出制御用CPU120等）を備え、前記示唆画像の種類に応じて、示唆される有利度合が異なり（例えば、命中用テロップ画像の種類に応じて、示唆される大当たり信頼度が異なること等）、種類が異なる複数の前記示唆画像を互いに重畠し得る位置に表示可能であり（例えば、種類が異なる複数の命中用テロップ画像を互いに重複し得る位置に表示可能であること等）、第1示唆画像と、該第1示唆画像よりも示唆される有利度合が大きい第2示唆画像とが互いに重畠し得る位置に表示される場合、前記第1示唆画像よりも前記第2示唆画像を優先的に表示する（例えば、「HIT！」の命中用テロップ画像63SHTBと、「HIT！」の命中用テロップ画像63SHTBよりも大当たり信頼度が高い「GREAT!!」の命中用テロップ画像63SHTCとが互いに重複し得る位置に表示される場合、「HIT！」の命中用テロップ画像63SHTBよりも前面側に、「GREAT!!」の命中用テロップ画像63SHTCを重複して表示すること等）ことを特徴とする。